

別表（第2条関係）

補助事業名	あわじ環境未来島構想推進事業
補助事業の目的	「あわじ環境未来島構想（以下「構想」という。）」の実現に向け、住民組織・NPO・企業・行政等の協同により行われる先駆的・モデル的取組を支援することにより、構想の推進を図る。
補助事業の対象となる者	住民組織・NPO・企業・行政等による協同体
補助事業の対象となる経費	<p>（重点地区推進事業） 構想に掲げる重点地区において、構想に沿った取組であり、補助事業者が実施する当該事業に要する経費であって、審査会で必要かつ適当と認められたもの。</p> <p>（重点分野推進事業） 各市内全域を対象に、構想に沿った取組であり、補助事業者が実施する当該事業に要する経費であって、審査会で必要かつ適当と認められたもの。ただし、重点地区推進事業との重複は除く。</p> <p>（活動応援事業） 構想に沿った取組であり、補助事業者が実施する当該事業に要する経費であって、審査会で必要かつ適当と認められたもの。</p>
補助率	定額
補助金の額	<p>（重点地区推進事業） 1市あたり上限4,000千円 ＊ 重点地区において、同構想の取組として進める事業に対して、市が補助金額の1/2以上を負担することを条件とする。</p> <p>（重点分野推進事業） 1市あたり上限2,000千円 ＊ 重点分野において、同構想の取組として進める事業に対して、市が県補助金額の1/2以上を負担することを条件とする。</p> <p>（活動応援事業） 1事業あたり上限1,000千円</p>
適用除外する条項	—
その他の事項	<p>この要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)の規定を準用する。</p> <p>(主管課 淡路県民局 県民交流室 未来島推進課)</p>

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) (1) 事業計画書 (別紙1) (2) 収支予算書 (別紙2) (3) 協同体概要書 (別紙3) (4) 協同体の規約 (5) その他必要と認める書類
	(提出期日) 別途通知に定める日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 配分された経費相互間における少ない方の額の30%以内の変更
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、細部の変更をする場合
第8条第1項	(指定期日) 別途通知する
第9条第1項	(報告事項等) _____
第11条	(添付書類) (1) 事業実績書 (別紙4) (2) 収支決算書 (別紙5) (3) 領収書総括表 (別紙6) (4) その他必要と認める書類
	(指定期日) 補助事業完了後30日以内又は平成28年4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間内